（人事院規則九―二四の一部改正）

第十条　人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項第三号、第十九条の三第二項第二号及び第十九条の四第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第十一条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十一　配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員

第五条第二項第五号中「第十一条第二項第五号」を「第十一条第二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第七条第一号中「第五条第二項第四号イ」を「第五条第二項第五号イ」に改め、同条第二号中「及び第十号」を「、第十号及び第十一号」に改める。

第十一条第二項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第五条第二項第四号イ」を「第五条第二項第五号イ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

（人事院規則一〇―一二の一部改正）

第十二条　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

六　裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第三条第一項、裁判所職員臨時措置法において準用する配偶者同行休業法第三条第一項、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第三条第一項、配偶者同行休業法第十一条において準用する配偶者同行休業法第三条第一項若しくは地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間

（人事院規則一一―四の一部改正）

第十三条　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

第三条第二項後段中「又は」を「、」に、「において」を「又は配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したときにおいて」に改める。

第九条中「又は」を「、」に、「には」を「又は配偶者同行休業法第七条第一項に規定する臨時的任用の事由がなくなった場合には」に改める。

（人事院規則一九―〇の一部改正）

第十四条　人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第七条第一項」の下に「又は配偶者同行休業法第七条第一項」を加える。

第十五条の見出し中「等」を削り、同条第二号中「又は第十号」を「、第十号又は第十一号」に改め、同条第三号中「第五条第二項第四号イ」を「第五条第二項第五号イ」に改める。

第十七条第一号中「第七条第一項」の下に「又は配偶者同行休業法第七条第一項」を加える。

附　則

この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。